

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 国税・地方税の特例猶予を受けた中小規模事業者の方へ】

武蔵野市では中小規模事業者のかたを対象に事業資金融資のあっせんを行っております。通常、税を完納していることが要件となりますが、直近年度において国税・地方税の特例猶予を受けている場合でも、申請が出来るように、下記の受付期間において取り扱い要件の一時緩和を実施します。

直近年度の税の特例猶予を受けた場合には、直近年度の1年度前に完納していることが条件となります。

○受付期間 令和2年8月1日から令和4年2月1日まで ※

※各事業者の税の本来の納期限が異なるため、上記期間内であっても特例猶予の猶予期限が終了している場合は、完納していることが要件となります。

※従来制度による納税・徴収猶予は対象外です。

○必要書類

対象の税		特例猶予を受けた税の確認書類 ①は特例猶予を受けた証明書 ②は1年度前の完納を確認する証明書	【備考】 通常の必要書類
個人事業主	市民税	①徴収猶予許可通知書 ②直近年度の1年度前の市民税納税証明書	直近年度の市民税納税証明書
	所得税	①納税の猶予許可通知書または 直近年度の納税証明書その1※ ②直近年度の1年度前の納税証明書その1	直近年度の納税証明書その1
法人	法人市民税	①徴収猶予許可通知書 ②直近年度の1年度前の法人市民税納税証明書	直近年度の法人市民税納税証明書
	法人税	①納税の猶予許可通知書または 直近年度の納税証明書その1※ ②直近年度の1年度前の納税証明書その1	直近年度の納税証明書その1

※特例猶予を証明する直近の納税証明書その1は、備考欄に特例猶予の記載があることが条件です。

※特例猶予を受けていない税については、従来通り直近年度の納税証明書が必要です。

○融資の申請方法・必要書類等については、下記窓口または武蔵野市公式HPでご確認ください。

<お申し込み窓口とお問い合わせ窓口>

武蔵野市役所市民部産業振興課 住所：武蔵野市緑町2-2-28

(西棟7階) 電話：0422-60-1832 (直通)